

FAX送信先: 審査部門
 FAX送信方向 03-5620-2910

サイン
 または
 印

JID トリオN
賃貸保証委託申込書(法人用)

お客様がお申込される会社名(乙) 日本賃貸保証株式会社
 〒千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

1枚目 申込書(法人様控)

私(お申込者)は、裏面の「個人情報取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

< JID-WEB簡易版 >

契約締結日(保証料受領日) 西暦 年 月 日

太枠内に漏れなくご記入ください。チェックボックスには☑をご記入ください。

トリオN 申込者	会社名	フリガナ 代表者名	フリガナ	業種 主たる業務内容					
	所在地	〒		電話番号					
	ご担当者の名	フリガナ		FAX番号					
	所在地	〒		所属					
	勤務地	〒		役職					
				電話番号					
			FAX番号						
	資本金	万円	年商	万円	従業員数	人	上場	<input type="checkbox"/> 上場 <input type="checkbox"/> 非上場	
	取引銀行		主要取引先		設立	西暦	年	月	日
	転居理由								

代理店名	有限会社 サンウッド	担当者氏名	
電話番号	0445557016	(管理ソフト顧客番号)	
FAX番号	0445557091	保証番号	
代理店コード	14A - G242500P		

契約年数(更新)	1 年毎	初回保証料率(毎月支払総額×)	50 %	初回保証料金額	円
----------	---------	-----------------	---------	---------	---

初回最低保証料: 25,000円
 (更新保証料: (- %) 10,000円)

↓ 法人の場合、賃貸借契約上の『連帯保証人』または『連名契約』が必要となります。会社代表者様もしくは入居者様でお願いします。↓

会社代表者	お名前	フリガナ	自宅電話		
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約	携帯電話		
	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	西暦 年 月 日() 才	
	ご住所	〒	お住い	<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅・寮 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有	
	居住年数	年 ヶ月 月 取	万円	ご家族	<input type="checkbox"/> 独身(家族別居) <input type="checkbox"/> 独身(家族同居) <input type="checkbox"/> 既婚・子供なし <input type="checkbox"/> 既婚・子供()人

申込内容等	物件用途	<input checked="" type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他()
	物件名称	フリガナ ティー・エム アパチョウ TM旭町 号室
	所在地	〒210-0808 神奈川県川崎市川崎区旭町1丁目8-10
	敷金	円 家賃 ① 円
	礼金	円 管理費共益費 ② 円
	保証金	円 駐車場 ③ 円
敷引	円 (その他) ④ 円	
	毎月支払総額※	①+②+③+④ 円

※右記毎月支払総額の外に、別途集送金手数料がかかります。

※毎月の約定日「毎月27日(土日・祝日は翌営業日)」に引落ができなかった場合、再請求事務手数料600円(税別)がかかります。
 ※引落日前日までにお支払口座にご入金ください。(当日入金ですと引落ができません。)

このお申込書をご使用いただく場合には、
 ご契約時に再度ご記入いただきます。予めご了承ください。

お申込者様には、お申込受付後、お申込確認を下記番号よりご連絡いたします。
 審査確認専用ダイヤル ☎0120-641-060
 ※ご都合によりJIDからの電話にお出になれない場合は、上記審査専用ダイヤルまで折り返しご連絡ください。
 ※また、ショートメールサービスにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

入居者	お名前	フリガナ	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄		生年月日	西暦 年 月 日 才	携帯電話・自宅電話	
		<input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 連名契約								
	フリガナ	フリガナ	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女							

※ゆうちょ銀行又はゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかをご指定ください。

お支払口座	ゆうちょ銀行			ゆうちょ銀行以外の金融機関		
	種目コード	契約種別コード	申込先加入者名	三菱UFJニコス株式会社	銀行	信用金庫
	166	34	申込先口座番号	00190-5-73326	組合	支店
	※ご契約の際にお支払い口座をご記入いただきます。					
	預金者名	フリガナ	(お届サイン) お金融機関	金融機関お届出印 3枚目にご捺印ください。	払込日	毎月27日 (休業日の場合は翌営業日)
				CREPICO利用		<input type="checkbox"/> 利用

jid 日本賃貸保証株式会社 〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
 < JID-WEB簡易版 >

個人情報の取得・利用・提供等に関する条項

第1条（利用範囲）

1. 日本賃貸保証株式会社グループ（以下「乙」という）は、お客様（賃借人、以下「甲」という）から賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）のお申込時（含む契約時）にご同意した以下の情報（以下「個人情報」という）を、関連する業務や情報提供（賃貸保証業務、会員専用通信販売業務、生活支援融資資金貸付サービスなど）を確実・円滑に進捗させることを目的として利用させていただきます。

- 個人情報について
 - 乙の特定の申込書に甲が記載した氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス・家族構成・住居状況等の「属性情報」（含む、本件委託契約締結後に乙が、甲及び緊急連絡先から通知を受ける含む）および付した「変更情報」
 - 本件委託契約に関する契約の種類・申込日・契約日・商品名・毎月の家賃・家賃支払方法等々の「契約情報」
 - 本件委託契約に関する月々の家賃等の支払状況・履歴等の「取引情報」
 - 甲が申告した内容、及び緊急連絡先人の氏名・年齢・生年月日・住所・電話番号等の「支払能力判断のための情報」
- 個人情報の提供について
 - 乙は、賃貸保証業務及び関連する業務について、甲へ適切かつ正確にサービスを提供するために、以下の通り、個人情報の一部または全部を第三者に提供します。

【業務委託に伴う個人情報の提供について】

以下のグループ会社へ賃貸保証に関連する集送金業務を委託します。集金業務に際しては、甲の口座番号等を金融機関に提供することがあります。
社名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

【その他の個人情報の提供について】

本件委託契約を締結された甲に対し生活支援に関するインターネットを利用した通信販売及び各種情報提供、生活支援融資資金貸付サービスに関する情報提供を行うため、以下の情報を後記のグループ会社にご提供いたします。提供する情報・氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、契約日、契約期間。
なお、乙は、上記内容について、甲のうちに同意を得られた者の個人情報のみを提供します。

通信販売及び各種情報提供する会社

社名：株式会社ホームマスター24
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2526
個人情報保護管理者：取締役
ホームページアドレス：http://homemaster24.com/

生活支援融資資金貸付サービス提供する会社

社名：ジェイアイディ総合管理株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-2510
個人情報保護管理者：代表取締役
ホームページアドレス：http://www.jids-net.co.jp/

第2条（個人情報の取得・利用同意）

- 甲は、個人情報等を乙が取得・利用することに同意します。
- 甲は、本人確認のために、乙が甲の運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認（含む、写しの入手）することに同意します。
- 乙より甲に対し、賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合に、SMS通知サービスを利用してメールを送ることに同意します。なお、H25年9月以降、同一サービスを利用する際、a u携帯の安心ブロック設定に関らずSMS内に電話番号やURLを入れておきます。

第3条（個人情報の写真関連業務以外の利用・提供等の同意）

- 甲は、乙が次の各号のいずれかの場合に第1条に定める個人情報を利用することに同意します。
 - 宣伝物・印刷物の送付、メール配信・電話告知など、甲向け営業活動等のために利用する場合。
 - その他、販売活動・甲向け営業活動のために利用する場合。
 - 賃料等未納や提出書類の不備等のご通知事項がある場合。
- 甲は賃借人、及び集金者が甲との賃貸借契約更新・管理等を目的に第1条に定める個人情報と乙から提供を受ける利用することに何ら異議なく同意します。

第4条（提携先及び個人情報機関への利用の同意）

- 甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提携先に照会し、甲の申込情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

第5条（家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用）

- 甲は、乙が甲への身替または身替後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関に同意すること、及び甲に関する個人情報に登録されている場合に乙がこれを利用することに同意します。
- 甲は、本件委託契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関以下にの表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃債務保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

	登録期間	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間	
本件委託契約に関する申込をした事実	乙が家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヶ月間	
本件委託契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後債務がなくなつてから5年間	

- 家賃債務保証情報取扱機関に登録する情報は、以下の事実です。
 - 甲の氏名、生年月日、住所、電話番号、月額賃料等
 - 甲の滞納額

（3）甲・乙間または甲・賃借人間の係争事実

第6条（個人情報の提供等に関する）

甲は、乙が個人情報取扱い業務に同意する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託（含む、債権譲渡）をする場合、第1条により取得した個人情報を債権回収会社に提供することに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・追加・削除）

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正、追加または削除に応じます。）

第8条（本条項不同意の場合の措置）

- 甲が本件委託契約において必要な記載事項（本件委託契約書表面に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があるものとします。但し、本条項の第3条1項に同意しない場合は、これを理由に乙が本件保証委託契約を拒否することは、ないものとします。
- 賃借人またはその代理人が、別途「保証約款」に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本件委託契約を拒否する場合があるものとします。

第9条（審査結果の連絡）

甲は、乙が甲からの申込に基づき、乙が審査した審査結果を取次会社または賃借人に通知することに同意します。なお、乙は甲及び取次会社または賃借人に対し、審査結果に関する理由等は開示しません。

第10条（個人情報の管理）

乙は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用、改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。個人情報は権限を持つ利用者のみがアクセス出来る安全な環境下にて保管するよう努めます。

第11条（問合せ窓口及び個人情報保護管理者）

個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。
社名：日本賃貸保証株式会社
住所：千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号：03-4232-8080
個人情報保護管理者：取締役

賃貸保証委託約款

私（賃借人・以下「甲」という）と日本賃貸保証株式会社（以下「乙」という）は、表面記載物件（以下「本物件」という）に関する賃貸借契約（一時使用契約・利用契約を含む、以下「原賃貸借契約等」という）に基づく甲の賃借人に対する債務につき、賃貸保証委託契約（以下「本件委託契約」という）を締結します。

第1条（賃貸保証の委託）

- 本件委託契約は原賃貸借契約等に基づいて発生する債務について、甲は乙に対し連帯保証することを委託し、乙はこれを受託します。本書は、「保証番号のご通知」により、乙から甲に通知された承認番号が記載されている場合、及び同通知書に記載された承認番号と異なる番号が記載されている場合には、これを無効とします。
- 甲が法人の場合には、甲の代表者または入居者・使用者・利用者が原賃貸借契約等の連帯保証人であることに限り、本件委託契約を締結することが出来ます。但し、この場合でも、乙が甲の代表者または入居者・使用者・利用者による連帯保証人を不要とする旨を認めたときは、この限りではありません。
- 賃借人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本件委託契約は終了します。但し、新賃借人及び乙が保証約款につき同意した場合は、本件委託契約を継続することが出来ます。

第2条（賃貸保証の委託）

- 甲は、表面記載の賃貸保証料を表面記載の方法により、乙に支払います。
- 賃借人は、賃貸保証料支払債務を甲に代わって支払うことが出来ます。この場合、これに基づく求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原賃貸借契約等が中途解約され、本件委託契約が解約された場合でも、甲は賃貸保証料の返還を請求しません。

第3条（本件委託契約の成立）

本件委託契約は、甲及び賃借人または賃借人代理人が本書を締結し、甲が賃貸保証料を支払ったときに、本件委託契約は成立します。

第4条（保証の範囲）

- 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先等または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることについて予め承諾します。
 - 甲並びに緊急連絡先個人の何人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目や内容を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。
- 原賃貸借契約等に基づいて発生した家賃・共益費・管理費・駐車場使用料等（以下「賃料等」という）。但し、本件委託契約書に明記されているものに限ります。
 - 賃貸借契約等の解除後における本物件の明渡し義務の履行によって生じた賃料等相当損害金。但し、第5条3項の明渡し義務の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡月の日割賃料等を計算する場合は、明渡月の実日数を分母に計算するものとします。
 - 原賃貸借契約等解除後、本物件に動産類（車両も含む）がある場合、その搬出、運搬、保管、処分に必要な費用。
 - 前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに必要な費用。
 - その他、乙が相当と認めたもの。

第5条（保証期間）

- 本件委託契約の保証期間は、表面記載の契約期間の通りとします。
- 原賃貸借契約等の期間途中で本件委託契約を締結する場合、始期は本件委託契約締結日より開始され、終期は原賃貸借契約の期間満了日までとします。
- 原賃貸借契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本件委託契約は終了します。但し、本件委託契約期間中の保証期間の変更は認められません。但し、乙が承認した場合はこの限りではありません。

第6条（保証内容の変更）

- 本件委託契約の内容に変更が生じた場合は、甲は乙に対し速やかにその変更内容を届け出なければなりません。
- 前項によつて届け出られた内容につき、乙が承認した場合には、本件委託契約は届け出通りに変更されます。

第7条（本件委託契約の更新）

- 原賃貸借契約等が更新されるときには、本件委託契約も自動的に更新されるものとしす。但し、正当事由の有無に関わらず、賃借人が甲に対し更新拒絶の通知をした場合、または賃借人が乙による保証を不要とする旨の意思を表明した場合には、本件委託契約は期間満了を以て終了します。なお、第三者が賃貸保証料を支払った場合には、甲は、これに対して異議を述べないものとします。
- 甲は、更新後の賃貸保証料を、本件委託契約締結時に定めた方法で、預金口座振替規定に基づき、自動引落しにより支払います。
- 乙は本件委託契約の更新を不相当とする事由が認められる場合には更新を拒絶することが出来ることを甲は予め承諾します。
- 賃貸保証料の徴収事務は、自動振替扱いのため乙は原則発行しませんが、本件委託契約を更新する場合、本件委託契約の内容の変更が認められない場合もあります。
- 甲は乙に対し、契約満了月の末日までに更新保証料を支払わなければならないものとします。甲が更新保証料の支払を遅滞したときは、甲は乙に対し、その額及びこれに対する年14.6％の割合による遅延損害金並びに請求のために要した費用を支払わなければならないものとします。

第8条（定期借家契約）

- 本物件が定期借家契約の場合は以下の通りとします。
- 原賃貸借契約等が軽賃を認める場合でも、本件委託契約は入居者・使用者・利用者が変更した時点で終了します。
 - 原賃貸借契約等が中途解約を認めない場合でも、甲が賃借人または第三者に本物件を明渡しの日を以て本件委託契約は終了します。この明渡し日以降、賃料等及び賃料等相当損害金は発生しないものとします。
 - 賃借人または賃借人代理人が原賃貸借契約等期間満了の事前通知義務を怠つたため、契約終了日が延期された場合であっても、表面記載の契約期間満了日を以て本件委託契約は終了とします。
 - 定期借家契約が再契約の場合は、第7条の更新と同様の扱いとします。
 - 原賃貸借契約等が賃借期間の延長を認めない場合においても、再契約を承認は新規契約と同様、乙指定の「賃貸保証申込書」を乙に送付した上で審査承認を得なければ保証は発生しません。但し、乙は当該申込を拒絶することが出来ます。

第9条（保証債務の履行）

甲が原賃貸借契約等に基づき発生する債務の履行の全部または一部を遅延したため、乙が賃借人から保証債務の履行を求められたときは、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後、甲に対して事前に通知をすることなく弁済することが出来ます。

第10条（求償権の範囲）

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6％の割合による遅延損害金並びに弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 前項に加え、甲は乙に対し、甲に対する求償権の実行または保全のために要した費用を支払わなければならないものとします。
- 明渡しに関わる費用を乙が負担した場合も、前項と同様とします。

第11条（事前求償）

- 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は保証債務の履行前であっても甲に対し、事前に求償権を行使することが出来るものとします。
- 甲が破産手続き開始の決定を受け、かつ、原賃貸借契約等の賃借人がその破産財団の配当に加入しないとき。
 - 原賃貸借契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第12条（敷金・保証金等の預り金の取扱い）

原賃貸借契約等に基づいて甲が賃借人に預託した敷金・保証金等については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び原状回復費用に充当した後、さらに余りがあるときは、甲が乙に支払うべき未払いの債務に充当されるものとします。

第13条（債権譲渡）

甲は本件委託契約に基づき乙が第10条により取得する求償権を乙指定の会社に譲渡することを予め承諾します。

第14条（勤務先等への連絡）

- 甲は、乙が甲の居宅または携帯電話の電話番号に連絡をしても甲に連絡が取れない場合、乙が甲の勤務先等または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問い合わせることについて予め承諾します。
- 甲並びに緊急連絡先個人の何人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目や内容を問わず損害賠償その他一切の請求をすることは出来ません。

第15条（本物件内立ち入り）

乙は、法令上認められない場合、または、甲について身体その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに室内に立ち入ることが出来ます。

第16条（連絡要請）

甲が、原賃貸借契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したとき、甲は乙に対し速やかに連絡するものとします。また、原賃貸借契約等に関し敷金または保証金を差し入れているか否かに関わらず、乙は甲に対し、物件の扉に手紙を挟むなど連絡を要請するため適切な措置を講じることが出来ます。但し、物件の入退室を排除する物理的な措置は講じないものとします。

第17条（明渡しの成立）

甲は、原賃貸借契約等の解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
（1）電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、甲が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

- （2）本物件の鍵が賃借人に返却されたとき、または本物件の室内に置かれ、明渡しされたことが認められるとき。

第18条（動産類の扱い）

- 第17条の明渡し成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、乙が当該動産類を搬出・運搬・保管・処分することに何ら異議を申し出ないものとします。
- 前項の場合において、乙が残置動産（車両も含む、明らかにゴミ類は除く）を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上経過したときは、乙は甲に対し、事前に通知することなくこれを処分または譲渡することが出来ます。
- 1項及び2項に関して発生する一切の費用は甲の負担とします。

第19条（原賃貸借契約等の解除）

法令上認められている場合または賃借人の合意がある等の正当事由がある場合は、乙は甲に代わり原賃貸借契約等を解除することが出来ます。

第20条（賃借権の承継）

- 甲の死亡等により債務の履行が出来なくなった場合について賃借権を正当に承継した同居者あるいは親族がいる場合は、契約期間終了まで当該承継人との間で本件委託契約は締結します。
- 前項に基づき賃借権を承継した者は、第6条に定める保証内容変更を书面にて届け出をしなければなりません。

第21条（金庫・送金、保証金の前払い）

- 甲が原賃貸借契約等に基づいて賃借人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙から委託を受けた三菱UFJニコス株式会社が行います。
- 集金は、預金口座振替規定に基づいて、甲の預金口座から引落す方法により集金します。なお、引当出来る口座は甲名義の口座のみとします。
- 賃料等の引落し日は、毎月27日（金融機関が休業日は翌営業日）とします。なお、賃借人の賃料等送金手数料は、甲の負担とし、引落時にかかります。
- 乙は、金庫または賃料等の賃借人への送金を「保証契約書または保証約款」に基づいて行います。
- 第3項の期日に引落しが出来なかった場合は、乙が、賃借人（未納賃料等相当額）を申し出します。（なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後保証債務を履行するものであり、本項は乙の乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません。）引落結果の内容により、次回以降の引落しを定める場合もあります。
- 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料600円（税別）を支払うものとしす。支払いは、金融機関での振込またはコンビニエンスストア等の払込みになります。但し、振込めと払込み要する費用は、甲の負担とします。なお、賃料等と、更新保証料等の合計が3万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用出来る払込票は発行されません。
- 甲が未納賃料を支払い、乙の額が未払い債務の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとしす。但し、支払時期の古いものから順に充当します。
 - 未納賃料等
 - 更新保証料等
 - その他の債務
- 甲が本件委託契約締結時に賃料等を支払った月（期間）と振替開始によって乙が賃料等を集金する予定の月（期間）との間に、賃料等未払月（期間）が発生する場合、乙が賃借人に対し、当該賃料等未払月（期間）の賃料等相当額を保証金に前払いすることがあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、6項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。但し、甲は、請求ともしずに賃借人に当該賃料等を支払うときは、その旨を乙に通知するものとします。

第22条（請求書等の郵便物の返戻等）

- 甲指定の住所に郵送した請求書等の郵便物が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときと到着したものとします。
- 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、甲の承諾無く乙は送付先住所をその日の一つに変更する場合があります。

第23条（管轄裁判所）

本件委託契約に基づく訴訟その他紛争については、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第24条（その他事項）

本件委託契約に定めのない事項については、民法、その他法令及び慣行に従い、双方誠意を持って協議、解決するものとします。

第25条（問合せ窓口）

- 原賃貸借契約等についてのお問合せは、賃借人または代理店にご連絡ください。
- 本件委託契約についてのお問合せは、日本賃貸保証株式会社にご連絡ください。
- 引落し・コンビニエンスストア等の支払いについてのお問合せは、ジェイアイディ総合管理株式会社にご連絡ください。

JID/JIN 2015.02現在

<p>賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…</p> <p>社名：日本賃貸保証株式会社 住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号：03-4232-8080 営業時間：平日9：00～18：00</p>

<p>引落・コンビニ支払についてのお問合せ・ご相談は…</p> <p>社名：ジェイアイディ総合管理株式会社 住所：〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4 電話番号：03-4232-2510 営業時間：平日9：00～18：00</p>

FAX送信先 **03-5620-2910** (矢印の方向に送信してください。)

FAX送付状【法人のお申込時に必要な書類】

代理店様情報(必須)

代理店名	有限会社 サンウッド		
電話番号	0445557016	FAX番号	0445557091
担当者名		代理店コード	14A - G242500P

お申込者様情報(必須)

申込者名			
物件名	TM旭町	号室	
商品種別	<input type="checkbox"/> トリオ <input type="checkbox"/> トリオ J <input checked="" type="checkbox"/> トリオ N <input type="checkbox"/> トリオ J select <input type="checkbox"/> トリオ N select <input type="checkbox"/> その他()		

送付される書類にチェック していただき、送付枚数をご記入ください。

①は全ての方にご提出いただけます。①と②の両方をご提出いただく場合もございます。

該当する書類が存在しない場合は、その他欄内の項目にチェック していただき、()内に書類名をご記入ください。

①会社を証明する書類

会社を証明する書類 (右記のいずれか1点)	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本 ※3ヵ月以内に取得したもの <input type="checkbox"/> 公証人役場印のある定款 ※登記申請中の場合はご提出ください。	枚
契約者または入居者が 外国籍の方	<input type="checkbox"/> 外国人登録証明書もしくは在留カード(表面&裏面) ※在留資格がない方・在留期限が切れている方は不可	枚
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	枚

②支払いの根拠を示す書類(賃料が適正にお支払いいただけるのか客観的に判断が可能な書類)

既存法人	<input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 法人税の確定申告書	枚
新規法人	<input type="checkbox"/> 法人代表者名義の事業資金が確認できる書類 または <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 ※表紙&最新記帳3ページ分	枚
その他	<input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()	枚

JIDへの連絡事項

--

【お問合せ先】 日本賃貸保証株式会社 審査部門 TEL.03-4232-2500

※本書類は当社ホームページ (<http://jid-net.co.jp/>) からダウンロードできます。